

第2回定期総会議事録

1、日時	令和2年2月5日(水)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員5名(橋本(勅)、黒土、奥、武本、尾家)
4、欠席委員	3番坪根委員、4番義経委員、11番門脇委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、後藤、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	2番高倉委員、10番小野委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中12名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願ひ致します。
中原会長	おはようございます。では、令和2年第2回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を2番高倉委員、10番小野委員にお願い致します。よろしくお願ひします。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番について事務局から説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議長	1番について黒土推進委員に調査報告をお願いします。
黒土推進委員	1番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するということで、問題ありません。審議をお願いします。

議 長	ただいま1番について黒土推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め1番について当委員会は承認と致します。それでは2番について事務局から説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案朗読
議 長	それでは2番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番 (田畑)	2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするとのことでございます。審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め2番について当委員会は承認と致します。それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案朗読
議 長	3番について小野委員に調査報告をお願いします。
10番 (小野)	3番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作とのことですので。審議をお願いします。
議 長	ただいま3番について小野委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は承認と致します。 それでは

	事務局 4 番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議長	それでは 4 番について長尾委員に調査報告をお願いします。
1 4 番（長尾）	4 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するとのことでございます。審議をお願いします。
議長	ただいま 4 番について長尾委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め 4 番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第 2 号	空き家バンク付随農地について
議長	議第 2 号空き家バンク付随農地について、事務局説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議長	事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、空き家バンク付随農地については承認といたします。
議案審議 議第 3 号	農用地利用集積計画（案）の利用権設定について
議長	議第 3 号農用地利用集積計画（案）の利用権設定についてです。なお、審議に入る前に田畑委員、黒土推進委員と私が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。百留委員、よろしくをお願いします。

	(6番田畑委員、7番中原委員、黒土推進委員退席)
議長代理 (百留)	それでは議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (森下)	(農政振興課 担当 説明)
議長代理 (百留)	ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長代理 (百留)	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。田畑委員と黒土推進委員は入室をお願いします。
	(6番田畑委員、黒土推進委員着席)
議長	続きまして、議第3号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (森下)	(農政振興課 担当 説明)
議長代理 (百留)	ただいま農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長代理 (百留)	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。中原会長はご入室ください。
	(7番中原委員着席)
議案審議 議第4号 議長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につい

<p>議 長</p> <p>事務局（後藤）</p>	<p>て、1番については取り下げとなりました。2番から5番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>（1番橋本委員退席）</p> <p>事務局2番、3番の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>黒土推進委員</p>	<p>議案朗読</p> <p>2番、3番、4番について黒土推進委員に調査報告をお願いします。</p> <p>（2番の申請地の場所について説明）</p> <p>双方確認の結果、交換で間違いありません。3番の交換と関係するものとなります。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われれます。</p> <p>（3番の申請地の場所について説明）</p> <p>双方確認の結果、交換で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われれます。審議をお願いします。</p> <p>（4番の申請地の場所について説明）</p> <p>双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われれます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>ただいま2番、3番、4番について黒土推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（後藤）</p>	<p>異議なしと認め2番、3番、4番について当委員会では許可と致します。それでは事務局5番について説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>5番（田畑）</p>	<p>それでは5番について田畑委員に調査報告をお願いします。</p> <p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われれます。審議をお願いします。</p>

議 長	ただいま5番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め5番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
	(1番橋本委員着席)
議 長	それでは事務局6番、7番について説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議 長	6番、7番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番(田畑)	(6番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。 (7番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。
議 長	ただいま6番、7番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め6番、7番について当委員会は許可と致します。それでは事務局8番について説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議 長	それでは8番について百留委員より調査報告をお願いします。
12番(百留)	(8番の申請地の場所について説明)

		<p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま8番について百留委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め8番を当委員会は許可と致します。それでは事務局9番について説明をお願いします。</p>
事務局 (後藤)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは9番について長尾委員に調査報告をお願いします。</p>
14番 (長尾)		<p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま9番について長尾委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め9番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議 議第5号 議	長	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局1番の説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>1番について橋本委員に調査報告をお願いします。</p>

1 番（橋本）	<p>（1 番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま 1 番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め 1 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局 2 番について説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>2 番について黒土推進委員に調査報告をお願いします。</p>
黒土推進委員	<p>（2 番の申請地の場所について説明）</p> <p>農地造成です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま 2 番について黒土推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め 2 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局 3 番について説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは 3 番について玉麻委員に調査報告をお願いします。</p>
1 3 番（玉麻）	<p>（3 番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は農家住宅用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に既設の排水口を経由し、市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>



議 長	ただいま3番について玉麻委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号 議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について1番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。  (1番橋本委員退席)
議 長	事務局1番の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	1番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は敷地内で集水し、東側市道側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われ ます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番について國分推進委員より報告がありましたが、異議は ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。橋本委員は 入室してください。  (1番橋本委員着席)

議	長	それでは事務局 2 番から 4 番について説明をお願いします。
事務局 (中春)		議案朗読
議	長	2 番から 4 番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1 番 (橋本)		(2 番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地 (1 区画) です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。 (3 番の申請地の場所について説明) 転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は西側市道に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。 (4 番の申請地の場所について説明) 転用目的は店舗及び事務所用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は東側市道に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま 2 番から 4 番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め 2 番から 4 番について当委員会は許可と致します。5 番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。  (1 番橋本委員退席)
議	長	それでは事務局 5 番について説明をお願いします。
事務局 (中春)		議案朗読
議	長	5 番について黒土推進委員に調査報告をお願いします。
黒土推進委員		(5 番の申請地の場所について説明) 転用目的は車輛置場用地です。雨水排水は敷地内で集水し、南側水路

		に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われ ます。審議をお願いします。
議	長	ただいま5番について黒土推進委員より報告がありましたが、異議は ございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め5番について当委員会は許可と致します。橋本委員は 入室をお願いします。
		(1番橋本委員着席)
議	長	それでは事務局6番について説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議	長	6番について尾家推進委員に調査報告をお願いします。
尾家推進委員		(6番の申請地の場所について説明) 転用目的は太陽光発電施設用地です。雨水排水については敷地内で集 水し、南側市道に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はない と思われ ます。審議をお願いします。
議	長	ただいま6番について尾家推進委員より報告がありましたが、異議は ございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め6番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号		非農地証明について
議	長	議第7号の非農地証明願に関する件について1番について事務局説明 をお願いします。
事務局(井上)		議案朗読

議長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め1番について当委員会は承認と致します。2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	(1番橋本委員退席)
議長	2番の事務局説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議長	異議なしと認め2番について当委員会は承認と致します。橋本委員は入室してください。
	(1番橋本委員着席)
議長	事務局3番の説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め3番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第8号 議長	その他議案について 議題8号その他について事務局説明をお願いします。
福永局長	(別紙議案のとおり)
議長	はい、それでは総括を進めたいと思います。

議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。

議題2号、空き家バンク付随農地について当委員会は承認といたします。

議題3号、農地利用集積計画（案）について当委員会は承認といたします。

議題4号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題5号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題7号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。

以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、第2回定期総会を閉会いたします。